

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第39号

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則

会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「課長補佐（収入業務に係る総合調整）」を  
「課長補佐（収入業務に係る総合調整）  
課長補佐（DXの推進）」に改める。

第4条会計課の項中第31号を第32号とし、第19号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 会計事務に係るDXの推進に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。